

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第35回）審議概要

開催日時	平成30年11月22日（木） 13：30		
場所	本庁舎新館5階大会議室		
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 村上 俊秀（高等学校教諭） 足立 俊輔（大学准教授）		
審査対象期間	平成30年4月1日 ～ 平成30年9月30日		
審査対象総件数	180件	(抽出工事名称)	
及び 抽出 事案	一般競争入札	131件	H30年度新港地区緑地整備工事(その2)
	指名競争入札	34件	下関市立美術館屋上防水改修工事
	随意契約	15件	長府浄水場監視制御設備(1)更新工事
議事事項及び委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり		
指名停止措置の運用状況報告	6件10者		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

議事項目、意見・質問	審議結果、回答
H30年度新港地区緑地整備工事（その2）について	
<p>入札額が同じ企業が4者ある。 4者とも入札額は失格基準価格と同額で、評価値で落札者が決定しているわけだが、4者の入札額が失格基準価格と同額になったのは偶然なのか。 このような事例はよくあるのか。</p> <p>土木積算ソフトが完成し、また、土木一式工事自体は内容が単純で積算も建築工事や設備工事に比べれば容易であるということは理解できるが、ここまで同額になるのか。年間類似のケースはどれくらいあるのか。</p> <p>土木一式工事以外でも同様か。</p> <p>入札のシステム自体を考える必要があるのではないかと思うが、どうか。</p> <p>特に不自然なことではないか。</p>	<p>土木一式工事についてはよくあることである。業者の積算能力が上がっていることと他の工種に比べて積算がしやすいということがあるので、今回のように入札額が失格基準価格と同額になる事例は他にも多くある。</p> <p>手元に集計した資料はないが、8割ぐらひは今回のように失格基準価格と同額または近い金額となっている。</p> <p>土木一式工事以外は、割合は低くなるが同様である。</p> <p>この土木一式工事については国土交通省をはじめ、山口県、その他の業界団体から積算の方法、歩掛等がおおむね公表されている。また、単価についても公表されている。それに基づいて積算システムを使用して積算しているので、ほとんどの場合、失格基準価格と同額または近い金額となる。多い場合で12者のうち11者が同額となることもある。積算の方法等を公開しているということを鑑みると、この土木一式工事については、よほど自社の技術評価点が高く、いくらか金額を上げても落札できるというようなことを踏まえなければ、失格基準価格に合わせるのでこういう事象が生じる。</p> <p>不自然ではないと考えている。</p>

入札方式別発注工事一覧表のうち、総合評価方式を行った土木一式工事を見ると、A者が請負業者となっているものが多く見られる。大体似たような工事だとは思いますが、総合評価方式にすることによってA者に有利に働いたのではないかと。

総合評価方式を導入することによってA業者が選ばれることが多くなったという理解でよいか。

説明を受け、8割程度が大体同じ入札額になってしまうということは理解ができた。また、総合評価方式についてA者は技術評価点が高いということも多く落札しているということも理解はできたが、そうすると入札そのものの競争が働かないのではないかと。そういったことで1者に集中してしまうことを踏まえ、今後、何か対策を講じたりはしないのか。

評価値が1位で落札候補者になったB者は事後辞退ということになっており、違和感を覚える。2位以下も4者が同一価格で候補者になったということだがこういったケースはよくあるものなのか。

このように辞退するというのであれば、評価点の中で減点できるような制度を考えるのも1つの案かと思うがどうか。

適正価格で入れて、仕事を取ろうと思って参加したのであれば当然受けると思うのが常識なのだが、そうでないのは理解できない。

まず総合評価方式は価格プラス技術点で総合的に評価する方式で、今回のように、失格基準価格どおりに入れた場合は技術評価点で差がつく。A者は技術評価点が他者に比べてかなり高いというところで、上半期に多く落札している状況である。

委員からご指摘があったとおり、総合評価をするにあたっての問題点の1つとして1者に集中してしまうということがあります。現在、一抜け方式の導入を検討している。これは同一開札日に開札した場合に、1本目を落札した業者は、2本目、3本目に最低価格で入れたとしても無効とし、次に低い価格を入れた者を落札者とするもので、幅広く受注していただけるようになるこの制度を平成31年度から試行的に導入したいと考えている。

今回のようなこうしたケースは通常あるケースではない。

辞退については、その理由を聞くようにしている。もしもペナルティが必要な案件があれば評価点、それ以外のことについても検討していきたい。

B者は、同じ時期に他の公共団体が発注した工事を落札し、そちらに技術者を配置しなければならなくなり、市が発注した工事に技術者を配置できな

<p>辞退の理由は市に言うのか。</p> <p>評価値について、各業者の配点等を見せてもらえないか。</p>	<p>なくなったということで辞退された。こういったことはほとんどない。</p> <p>なぜ辞退したかという理由についてはB者から連絡をもらっている。</p> <p>総合評価方式は型式が3つあり、標準型、簡易型、特別簡易型がある。このうち、技術的に工夫の余地が大きい工事それから大規模な工事については通常は標準型、簡易型というものを適用している。何が違うかという、業者の方から、工程管理あるいは安全管理等について提案書を出していただくのだが、標準型、簡易型の総合評価方式のものについては、点数をつけた後に入札監視委員会でその内容をご確認いただきご意見をいただいているが、本事案については特別簡易型ということで比較的設計金額の小さい工事であり、これについてはあらかじめ入札監視委員会で総合評価の評価値、技術評価点について伺う必要はないというご意見をいただいているので、特に評価値をお見せすることなく落札を決定しているところである。ご要望があれば、今後、抽出事案の審査資料として添付することについて対応したい。</p>
<p>どういう配点をされたのか。本当に技術力があるのか。</p>	<p>配付資料に落札者の決定基準を添付しており、これには評価項目、評価基準、評価点について記載している。その点数の結果が評価値となるのだが、ご必要であれば関係書類を準備する。</p>
<p>各業者がどういう配点をされているのか気になる。</p>	<p>関係書類を準備する。</p> <p>(指名競争入札の抽出事案の審議の途中において、特別簡易型総合評価入札方式に関する評価調書を配付し入札参</p>

<p>A者に対して、市はどのような低入札価格の調査をしたのか。その結果どうだったのか。</p> <p>自己採点方式について説明をお願いしたい。</p> <p>自己採点方式の場合、他者との比較はできないのか。</p>	<p>加者の評価値等について説明)</p> <p>低入札価格調査になると関係書類を提出していただくことになるが、業者が積算したときの工事費の内訳書、なぜその金額で入れたかということを書いた書類、現在の手持ち工事、どういった資材を現在所有しているか、労務者の確保についてどういう計画を立てているか、安全対策としてどういう計画を立てているかという書類等を提出いただき、その書類を審査した上で判断している。</p> <p>通常は、入札の際に業者に技術提案資料を提出いただき、市が審査し点数をつけるという手続をしている。自己採点方式というのはあらかじめ業者の方で自己採点し、結果を市に提出いただき、落札候補者になった段階で市が間違いがないかを確認をするというものである。</p> <p>通常であれば、今回8者入札があり、全業者から技術提案資料が出てくれば8者分の審査をしないといけないが、自己採点方式の場合は落札候補者となった業者だけを審査することになる。事務処理を円滑に進めるため、また、事務負担を減らすということもあってこうした方式をとっているところである。</p> <p>落札候補者一位の方については市が確認を行うので点数が間違いがないということは確認しているが、それ以外の業者については特に審査を行わないので、場合によっては業者が点数のつけ間違いをしているということがあり得る。</p>
---	---

下関市立美術館屋上防水改修工事について	
<p>この度は、指名業者として、旧下関市に本店がある11者を選定したということだが、旧下関市に限っている理由は何か。</p> <p>旧下関市内に本店がない業者も年間を通してバランスよく入札に参加できるようになっているのか。</p> <p>表彰要領第2条の中に優良工事事業者表彰の選考対象として4つ条件があるが、C者はどれに該当していたのか。ほかの11者も表彰ということになると思うが4つの条件のうち、どれに該当するものが一番多いのか。傾向が分かれば。</p>	<p>建築一式工事での発注であり、条件付き一般競争入札で発注する場合は4千万円台の工事については入札に参加できる地域条件として旧下関市に本店があることという条件を付けている。この度は優良指名ではあるが金額的に4千万円台の工事であり、地域条件については条件付き一般競争入札と同じ考え方を取り、旧下関市の業者を選定した。</p> <p>条件付き一般競争入札であれば5千万円未満の工事であれば建築一式工事の場合、例えば豊浦町であれば旧豊浦郡に本店がある業者しか参加できないといった要件にしているので、その点については公平な取り扱いをしている。旧豊浦郡4町で優良指名の工事があるかということ、該当工事はなく発注ができていないところがあるが、条件付き一般競争入札が元々旧豊浦町であれば旧豊浦郡の業者に参加していただくというところで、そこは公平に行っている。</p> <p>C者は平成29年度、平成30年度に表彰を受けている。適用号数は手元に資料がないので分からないが、最近の傾向としては、ほとんどの業者が第1号あるいは第2号、要は工事成績で80点以上若しくは75点以上の工事を同一工種で複数施工したという条件に該当し表彰を受けている。9割方はそういう状況である。</p>
長府浄水場監視制御設備(1)更新工事について	
<p>システム構成図の説明をお願いしたい。</p>	<p>まず図の上の方になるが、長府浄水場に水処理工程の監視制御を行っている中央管理室がある。そちらにモニ</p>

<p>このプログラム延命化を図るということだがどこを延命化させるのか。</p> <p>使用していて、バグが出たので更新したとかではないのか。</p> <p>プログラムはどういったソフトを使っているのか。</p>	<p>ターが3台あり、長府浄水場内に数多くある水処理設備の監視等を行っている。このたび、水処理設備のうち、薬品注入設備と活性炭注入設備のシステム専用装置を更新した。</p> <p>平成9年に導入したシステムなので、本来は、全面更新の必要性があるが、まだ使えるものは延ばして使用することとし、今回は、PLC装置のみ更新を行った。</p> <p>とても重要な部分であり、20年を超えたので更新した。</p> <p>D者独自のソフトなので分からない。</p>
<p>審 議</p>	
<p>総合評価方式を行った土木一式工事の請負業者がA者に偏っており、A者とE者の2者しかいない状況であるが、受注機会の均衡化を図る方策はないか。</p> <p>今の意見を踏まえて、1者に集中しないよう努力していただきたい。</p> <p>一抜け方式だが、他市や県でもそういう方式をとっているのか。</p> <p>一抜け方式においては、先に金額が大きい工事の開札があれば良いが、少額の工事の開札が先である場合は待つておけば良かったということになるのではないか。</p>	<p>一抜け方式もあるが、来年度に向けた入札制度の見直しの中で、総合評点の配点についての見直しや地域要件についての変更を考えている。その上で一抜け方式等も取り入れて受注機会の均衡化をできるだけ図りたいと考えている。</p> <p>結果として1者となる可能性はあるが、できるだけ均衡化が図れるような方策を取っていきたいと思っている。</p> <p>山口県で、名前は違うが先抜け方式という同様の方式を既に実施している。他市でも実施しているところはある。</p> <p>やはりそういうこともあるので、できるだけ同一工種で同一規模、同一開札日の入札案件を想定している。県は2工区でも先抜け方式を実施しており、3つ4つというよりも2件以上あ</p>

	れば実施し、同規模で、ほとんど差がないというレベルにはしたい。試行の状況を見て、適宜変更していく。
--	---